



而民意见经

【寄せられたご意見をご紹介します】

「開発行為の許可の基準に関する条例 (案)」

にお寄せいただいたご意見と, それに対す る市の考え方(対応)をご紹介します。

なお、条例案の全文は市ホームページか らご覧ください。

【問い合せ先】都市計画課(☎82-1163)

◆開発行為の許可の基準に関する条例 とは

この条例案は、本市の都市計画マスタープランに基づ きコンパクトな市街地の形成を図るため、用途白地地域 (用途地域の指定のない地域) において、自然と調和し たゆとりのある良好な住環境の形成を図るとともに、用 途白地地域への市街地の拡大を抑制することを目的に、 宅地の敷地面積の最低限度を定めるものです。

開発行為の許可の基準に関する条例 (案)

【担当課】 都市計画課 ☎82-1163

○公募期間 5月1日~31日

○意見の件数 2 件

お寄せいただいた意見

市の考え方(対応)

条例案では、用途白地地域での建築物の敷 地面積の最低限度に関する制限を 250㎡とし ていますが、趣旨に従った抑制効果は十分だ と考えられますか。

また、過去の開発許可で、250㎡以上の住 宅が何パーセントを占めていますか。

平成17~22年度の開発許可(都市計画法 第29条)を調査したところ、用途白地地域内 で敷地面積が250㎡以上の宅地は,30.9%(55 件中17件)でした。

このことから、用途白地地域内における250 m未満の宅地は69.1%(55件中38件)となり、 これを制限することにより、開発の抑制効果は あると考えます。

集合住宅に対しても抑制効果がありますか。

平成17~22年度の集合住宅を目的とした 開発許可(都市計画法第29条)を調査したと ころ、敷地面積が250㎡未満のものは無く、駐 車場等のスペースを考えると今後も250㎡未満 の申請が提出される可能性は低いことから、集 合住宅に対する抑制効果はないと考えます。